

大阪市告示第28号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年1月14日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 真田山プール 水泳場	令和7年1月14日（火）	午前10時から 午後7時まで

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 真田山プール アイススケート場	令和7年1月2日（木）から 同月3日（金）まで	午前9時から 午後6時まで
	令和7年1月4日（土）から 同月5日（日）まで	午前8時30分から 午後6時まで
	令和7年1月7日（火）から 同月10日（金）まで	午前9時から 午後6時まで
	令和7年1月11日（土）から 同月13日（月）まで	午前8時30分から 午後6時まで
	令和7年1月15日（水）から 同月17日（金）まで	午前9時から 午後6時まで
	令和7年1月18日（土）から 同月19日（日）まで	午前8時30分から 午後6時まで

令和7年1月21日（火）から 同月24日（金）まで	午前9時から 午後6時まで
令和7年1月25日（土）から 同月26日（日）まで	午前8時30分から 午後6時まで
令和7年1月28日（火）から 同月31日（金）まで	午前9時から 午後6時まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）